草津市庁議規程および「庁議および市政戦略会議の運営方針」の改訂について

主な改訂内容

- ① 本部会議における資料等の取扱いについて (P4)
 - ・本部会議における資料や手順等については、庁議と同様の基準で事務を進めることを明記する。
- ② 草津市庁議規程の改正について (P18、P22)
 - ・本部会議に付議された事項については、部長会議への付議を不要とすることを、庁議 規程に明記する。
 - ・付議資料の公表時期について、よりわかりやすくするため、庁議付議書様式を改める。
- ③ 総務部が示す「附属機関の諮問・答申等に係る市議会への報告等の手順」の改訂(条 例案にかかる総務部との調整時期の修正)について(P36)
 - ・別紙「附属機関の諮問・答申等に係る市議会への報告等の手順」フロー図に、中間協議までに総務部と調整を行う旨を追記し、「※条例案の場合は、パブコメ前に総務部審査」を削除する。
- ④ 総務部が示す「重要案件に係る市議会への報告等の手順」の改訂(議決前に事業に早期着手する場合の追記)について(P35、P37~P39)
 - ・参考1「重要案件に係る市議会への報告等の手順」フロー図に「議決前に事業に早期 着手する場合」を追記する。(P35)
 - ・別紙「議案・予算に関連する事業の早期着手に係る手順」、様式「事業への早期対応 について」を追加する。(P37~P39)
- ⑤ 草津市における本部会議等設置一覧について (P40)
 - ・令和5年度の本部体制について、時点修正を行う。